

リコーグループカード会員特約

第1条(カードの名称と入会方法)

- 三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)がリコーリース株式会社(以下「リコーリース」といいます。)と提携して発行するカードをリコーグループカード(以下「本カード」といいます。)といいます。
- 三菱UFJニコスおよびリコーリース(以下「両社」といいます。)は、別途両社と本カード取扱いに関する合意または契約を締結した法人(以下「法人」といいます。)が選定する法人の役員、社員で法人会員規約(コーポレート用・個人決済型)および本特約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ入会を申請された方で、両社が入会を承認した方を個人決済会員(以下「会員」といいます。)とします。
- 法人および会員は、三菱UFJニコス会員資格とリコーリース会員資格を有するものとします。
- 会員と両社との間の本規約等にもとづく契約(以下「会員契約」といいます。)は、両社が入会を承認し、当社の手続きを完了したときに成立します。また、会員契約は、会員が両社のいずれかの会員資格を喪失したときに終了します。

第2条(特典およびサービスの利用)

- 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
- 会員は、リコーリースが提供する特典およびサービスを受ける場合、リコーリース所定の方法でその提供を受けるものとします。

第3条(会員資格取消等)

- リコーリースは、会員がリコーリース会員資格を有するに不適当であると認めた場合は、何らの通知、催告を要しないでリコーリース会員資格を喪失させることができます。また、法人がリコーリース会員資格を喪失した場合は、会員もリコーリース会員資格を喪失するものとします。
- 会員が第1項によりリコーリース会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。
- 三菱UFJニコスが法人または会員の三菱UFJニコス会員資格を取消した場合または法人または会員が三菱UFJニコス会員を退会した場合は、会員のリコーリース会員資格は当然に喪失するものとします。
- 第1項または第3項に該当した場合には、会員は、リコーリースまたは三菱UFJニコスの指示に従って、ただちにカードを三菱UFJニコスに返却し、またはカードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特約の変更、承認)

本特約に定めのない事項については法人会員規約(コーポレート用・個人決済型)が適用されるものとします。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第5条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

- 会員、または会員申込者および会員退会者(以下「会員構成員等」という。)は、リコーリースが本カードの発行ならびに本規約等にもとづく特典・サービスの提供のため、以下の会員構成員等の個人情報(以下「本件個人情報」という。)を保護措置を講じたうえで、取得・保有・利用することに同意するものとします。
 - 会員構成員等が所定の申込書等に記載した、または申込時、あるいは、その後に当社に提出した書面等に記載されたあるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先等、会員構成員等の属性に関する情報
 - 会員契約に関する入会申込日、与信判断結果、契約日、会員番号、利用可能枠、本契約終了の有無等、本契約の内容に関する情報
 - 会員契約に関する契約成立後の本カードの利用日、利用金額、利用実績、お電話等でのお問合せ等により知り得た情報
- 会員は、リコーリースが以下の目的のために本件個人情報を取得・保有・利用することに同意するものとします。
 - (1)リコーリースの事業における商品・サービスに係る宣伝印刷物の送付および電話等による営業案内
なお、リコーリースの事業の具体的な内容については、リコーリースの定款、ホームページ等に記載、掲載しております。
 - (2)リコーリースの事業における商品開発・市場調査
- 会員構成員等は、三菱UFJニコスが、法人会員規約(コーポレート用・個人決済型)にもとづき取得した本件個人情報を、個人情報の提供に関する契約を締結したリコーリースに提供し、リコーリース自らが第1項および第2項の目的で利用することについて同意するものとします。
- 会員構成員等は、本件個人情報を、リコーリースが三菱UFJニコスに提供し、三菱UFJニコスが法人会員規約(コーポレート用・個人決済型)に定める事項を履行する目的で利用することについて同意するものとします。
- 第3項および第4項で定める本件個人情報の提供期間は、原則として会員契約終了の日までとします。なお、リコーリースによる本件個人情報の利用期間については、本特約末尾に記載する連絡先にお問合せください。

第6条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 会員構成員等は、リコーリースに対し、個人情報の保護に関する法律の定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
- 開示を請求する際には、本特約末尾に記載する連絡先に連絡するものとします。
- 万一リコーリースが保有している個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、リコーリースは、すみやかに訂正または削除の措置をとるものとします。

第7条(本特約に不同意の場合)

- 両社は、会員構成員等が、本特約もしくは会員契約に必要な事項(申込書等に記入・申告すべき事項)の記入・申告を希望しない場合、ま

たは本特約(変更後のものを含みます。)の内容の全部もしくは一部に同意しない場合、会員契約の締結を断りまたは退会手続きをとることがあります。

2. 前項にかかわらず、会員構成員等が第5条第2項に同意しない場合でも、これを理由に契約の締結を断りまたは退会手続きをとることはありません。ただし、リコーリースの商品・サービス等の提供ならびに営業案内が受けられない場合があることを、会員構成員等はあらかじめ承認するものとします。

第8条(利用中止の申出)

1. リコーリースは、第5条第2項により同意を得た範囲で会員構成員等の本件個人情報を利用している場合であっても、会員構成員等から当該利用中止の申出があったときは、第5条第2項(1)(2)記載の目的による個人情報の利用を中止する措置をとるものとします。なお、当該利用中止の申出によりリコーリースの商品・サービス等の提供ならびに営業案内が受けられなくなる場合があることを、会員構成員等はあらかじめ承認するものとします。
2. 前項の利用中止の申出は、本特約末尾の連絡先まで連絡するものとします。

提携先名	所在地	電話番号
リコーリース 株式会社	東京都江東区東雲 1-7-12 KDX豊洲グランスクエア 7F	03-6204-0700